



山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月4日

山形県後期高齢者医療広域連合議会議長

蒲生光男

山形県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年形広連議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第13条「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。